

障害者自立支援給付支払システム等について

平成21年7月7日

社会・援護局 障害保健福祉部

3 その他の制度改革等への対応について

(1) 上限額管理事務の簡素化について

【概要】

上限額管理事業所において、月の途中で利用者が上限額に到達した場合については、関係事業所が行うこととされている上限額管理事業所に対するサービス提供実績の報告を省略できるとし、利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の入力についても一部簡略化する。

【平成21年10月サービス提供分より】

【事務処理の変更点】

※「介護給付費等に係る支給決定事務について(事務処理要領)」を改訂する予定。

1 上限額管理事業所において、

- ① 月の途中で利用者が上限額に到達した場合には、その旨を関係事業所に通知。(当該通知があった場合には、関係事業所は利用者負担額一覧表の作成は不要とする。)
- ② 月において上限額に到達しなかった場合には、月の最終日に利用者負担額一覧表の提出を関係事業所に依頼。

2 その上で、請求の際は、

- ①の場合には利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の記載に際し、関係事業所については事業所番号、事業所名称及び管理結果利用者負担額(0円)のみの入力で可とし、総費用額及び利用者負担額の入力は不要とする。(別添の利用者負担上限額管理結果票入力イメージ参照)
- ②の場合には、これまでと同様の取り扱いとする。(事務簡素化は不可)

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインタフェースは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更無し

III その他

○簡易入力システムの更新が必要となるため、各事業所においてインストール等の作業が発生する。

○事業所システム（民間ベンダー開発）において、入力時のチェック処理により、利用者負担上限額結果票の入力が不可能な場合は事業所システムの改修等が必要。

利用者負担上限額管理結果票 入力イメージ(平成21年10月サービス分より)

(利用者負担額上限月額が「1」の場合)

利用者負担上限額管理結果票																	
平成 2 1 年 1 0 月分																	
市町村番号		1	1	1	1	1	1										
受給者証番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0						
支給決定障害者等氏名		厚生 太郎															
支給決定に係る障害児氏名																	
利用者負担上限月額			3	0	0	0											
利用者負担上限額管理結果		1															
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。																	
利用者負担額集計・調整欄	項番	1					2										
	事業所番号	1111111111					1112222222										
	事業所名称	〇〇〇生活介護事業所					△△△居宅介護事業所										
	総費用額	5	8	6	7	3	1	0	6	0	5	3					
	利用者負担額		3	0	0	0	3	0	0	0							
管理結果後利用者負担額			3	0	0	0											

請求明細書の入力については、上限額管理事業所、関係事業所ともに現状のとおり変更なし

関係事業所分は入力しない（国保連合会に送付する利用者負担上限額管理結果票情報においては、必須項目となっているため、簡易入力システムにおいて、管理結果「1」の場合は、「0」が自動的に設定される）。

(2) 共同生活介護において個人単位で居宅介護等を利用する場合の報酬算定について

【概要】

共同生活介護において居宅介護等を個人単位で利用している者について、平成21年10月から居宅介護等を利用しない日については、居宅介護を利用している場合の単価ではなく、通常の共同生活介護の単価を算定することができるように変更する。【平成21年10月サービス提供分より】

【変更点】

共同生活介護において個人単位で居宅介護等を利用する場合の報酬算定

《変更前：平成21年9月サービス以前》

- ・報酬については、居宅介護等を利用していない日についても※報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める報酬単価を適用。



《変更後：平成21年10月サービス以後》

- ・報酬については、居宅介護等を利用した日については、※報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める報酬単価を適用。

〔取り扱いの変更については、今後、留意事項通知等を変更し、通知する予定〕

※報酬告示第9の1の注5の(1)から(3)までに定める報酬単価(報酬算定構造より)

へ 個人単位 で居宅介護 等を利用する 場合(特例)	世話人配置4:1の場合	(1) 区分6	(434単位)
		(2) 区分5	(388単位)
		(3) 区分4	(356単位)
	世話人配置5:1の場合	(1) 区分6	(383単位)
		(2) 区分5	(337単位)
		(3) 区分4	(305単位)
	世話人配置6:1の場合	(1) 区分6	(350単位)
		(2) 区分5	(304単位)
		(3) 区分4	(272単位)

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインターフェイスは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更なし

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法

追加・変更なし

IV その他

- ・平成21年10月サービス提供分より、決定サービスコード「313000: 共同生活介護重度障害者居宅介護利用対象者決定」があれば、共同生活介護サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)の請求サービスコードも算定可能とする。(現状では「311000: 共同生活介護基本決定」がなければ、算定不可)
- ・一人の受給者に対し、「313000: 共同生活介護重度障害者居宅介護利用対象者決定」と「311000: 共同生活介護基本決定」の二つの支給決定を同時に行う必要はない。(現状「313000」の支給決定されている者に対して、新たに「311000」の支給決定を行う必要はない)
- ・簡易入力システムで使用する単位数表マスタの更新が必要となるため、各事業所において、インストール等の作業が発生する。
- ・事業所システム(民間ベンダー開発)において、入力時のチェック処理により、請求が不可能な場合は、事業所システムの改修等が必要。

【参考】支払等システムにおける請求サービスコードと決定サービスコードの関係性

《変更前》

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービスコード
31	共同生活介護	共同生活介護サービス費(Ⅰ)	311111～311156 319111～319156	311000
		共同生活介護サービス費(Ⅱ)	311411～311456 319411～319456	
		共同生活介護サービス費(Ⅲ)	311511～311556 319511～319556	
		共同生活介護サービス費(Ⅳ)	311611～311656 319611～319656	
		経過の居宅介護利用型共同生活介護 サービス費	311211～311213 319211～319213	312000
		個人単位で居宅介護等を 利用する場合(特例)	311311～311396 319311～319396	313000



《変更後》

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービスコード
31	共同生活介護	共同生活介護サービス費(Ⅰ)	311111～311156 319111～319156	311000 313000
		共同生活介護サービス費(Ⅱ)	311411～311456 319411～319456	
		共同生活介護サービス費(Ⅲ)	311511～311556 319511～319556	
		共同生活介護サービス費(Ⅳ)	311611～311656 319611～319656	
		経過の居宅介護利用型共同生活介護 サービス費	311211～311213 319211～319213	312000
		個人単位で居宅介護等を 利用する場合(特例)	311311～311396 319311～319396	313000

追加

(3) 本体報酬と加算において算定上の定員数が異なる場合の点検等について

【概要】

平成21年4月の報酬改定に伴い、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、本体報酬と一部の加算において、報酬算定上の定員数が異なる場合がある。(下記参照)

現状の支払等システムにおいては、事業所台帳(サービス情報)に、報酬算定上の定員数を設定する「定員区分」があるが、「定員区分」を複数登録することができないため、本体報酬と異なる「定員区分」で加算の算定をした場合、支払等システムの点検において、警告となっている。

上記事象の改善のため、事業所台帳(サービス情報)に「多機能型等定員区分(加算)」項目を追加し、国保連合会において平成21年11月処理から、この項目を使用した支払等システムの点検を実施する。(参考資料の点検イメージ参照)

●平成21年4月分から事業単位の定員により報酬を算定する加算

項番	サービス種類	加算名
1	生活介護	人員配置体制加算
2	施設入所支援	夜勤職員配置体制加算
3	就労継続支援A型／B型	重度者支援体制加算
4	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算

※本体報酬については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、全ての事業単位の定員を合算した定員により算定

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 事業所異動連絡票情報(サービス情報)のインタフェースに項目を追加する
- 都道府県において事業所異動連絡票情報を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県におけるシステムの改修が必要となるため、インタフェース等を参照し必要なシステム改修をお願いしたい
- 国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、事業所異動連絡票情報の作成・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい

II サービスコード 追加・変更なし

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法 追加・変更なし

IV その他

平成20年10月処理までは、「警告」となるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否の判断をお願いしたい。(参考資料 障害者自立支援支払等システムに関するQA参照)

サービス提供単位を設け事業を実施する場合

参考資料《点検イメージ》

一体的な管理運営

- ① 施設入所
(定員20人)
- ② 施設入所
(定員21人)

同一事業所内において複数の「サービス提供単位」を設けることが可能な生活介護事業、療養介護事業、施設入所支援において、複数のサービス提供単位の設定が認められた場合も、事業所番号は同一の指定事業所番号を付番する。

この場合の生活介護、施設入所支援の一部加算(32ページ参照)については、事業単位の利用定員に応じた算定を行う。

変更前(平成21年10月処理まで)・点検イメージ

<事業所台帳イメージ>

事業所番号		サービス種類 コード	加算 有無	サービ ス提供 番号	利用 定員	定員区分
1234567890	①	32:施設入所	有	01	20	41人以上60人以下
	②	32:施設入所	有	02	21	41人以上60人以下

<請求イメージ>

事業所番号	サービス 種類	サービス コード		サービスコード 算定要件(定員)	点検結果
1234567890	施設入所支援	322161	施設入所 本体報酬	定員41人以上60人以下	正常
	施設入所支援	327070	夜勤職員配置体制加算	定員21人以上40人以下	PA87(警告)

変更後(平成21年11月処理から)・点検イメージ

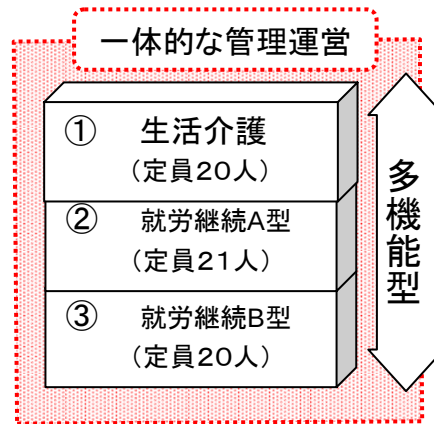
<事業所台帳イメージ>

事業所番号		サービス種類 コード	加算 有無	サービ ス提供 番号	利用 定員	定員区分	多機能型等定員区分 (加算)
1234567890	①	32:施設入所	有	01	20	41人以上60人以下	40人以下
	②	32:施設入所	有	02	21	41人以上60人以下	40人以下

<請求イメージ>

事業所番号	サービス 種類	サービス コード		サービスコード 算定要件(定員)	点検結果
1234567890	施設入所支援	322161	施設入所 本体報酬	定員41人以上60人以下	正常
	施設入所支援	327070	夜勤職員配置体制加算	定員21人以上40人以下	正常

多機能型事業所の場合



多機能型として事業を行う生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、同一の指定事業所番号を付番する。

この場合の一部加算(32ページ参照)については、事業単位の利用定員に応じた算定を行う。

変更前(平成21年10月処理まで)・点検イメージ

＜事業所台帳イメージ＞

事業所番号		サービス種類コード	加算有無	利用定員	定員区分
1234567890	①	22:生活介護	有	20	61人以上80人以下
	②	45:就労継続A	有	21	61人以上80人以下
	③	46:就労継続B	有	20	61人以上80人以下

＜請求イメージ＞

事業所番号	サービス種類	サービスコード		サービスコード 算定要件(定員)	点検結果
1234567890	生活介護	222261	生活介護 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	生活介護	227050	人員配置体制加算	定員60人以下	PA69(警告)
	就労継続支援A型	451231	就労継続支援A型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援A型	455811	重度者支援体制加算	定員21人以上40人以下	PA31(警告)
	就労継続支援B型	461131	就労継続支援B型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援B型	465255	目標工賃達成指導員配置加算	定員20人以下	PA31(警告)

変更後(平成21年11月処理から)・点検イメージ

＜事業所台帳イメージ＞

事業所番号		サービス種類コード	加算有無	利用定員	定員区分	多機能型等定員区分 (加算)
1234567890	①	22:生活介護	有	20	61人以上80人以下	20人以下
	②	45:就労継続A	有	21	61人以上80人以下	21人以上40人以下
	③	46:就労継続B	有	20	61人以上80人以下	20人以下

＜請求イメージ＞

事業所番号	サービス種類	サービスコード		サービスコード 算定要件(定員)	点検結果
1234567890	生活介護	222261	生活介護 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	生活介護	227050	人員配置体制加算	定員60人以下	正常
	就労継続支援A型	451231	就労継続支援A型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援A型	455811	重度者支援体制加算	定員21人以上40人以下	正常
	就労継続支援B型	461131	就労継続支援B型 本体報酬	定員61人以上80人以下	正常
	就労継続支援B型	465255	目標工賃達成指導員配置加算	定員20人以下	正常

障害者自立支援給付支払等システムに関するQA

参考資料

項番	質問項目	質問事項	回答
35		以下の多機能型事業所(全体定員数:61人)の場合 生活介護 : 定員20人 就労継続支援A型: 定員21人(重度者支援体制加算あり) 就労継続支援B型: 定員20人(重度者支援体制加算あり) (1)生活介護においては、「平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A(VOL.2)」の間4ー2とその答において、「生活介護の「単位」の利用定員に応じた加算単価とする」と示されています。これは、本体報酬の算定にあたっては全体定員が61人であることを考慮し「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるが、人員配置体制加算の算定にあたっては「定員60人以下」の請求サービスコードを用いるということか。 それとも人員配置体制加算の算定にあたっては「定員61人以上」の請求サービスコードを用いるということか。	(1)生活介護については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、本体報酬を算定する場合の定員区分と人員配置体制加算を算定する場合の定員区分が異なる場合があります。 支払等システムでは、事業所台帳との点検において、定員区分との点検を実施しております。 お問い合わせの事例の場合、本体報酬は「定員61人以上80人以下」を算定することとなりますが、人員配置体制加算については、「定員60人以下」を算定することとなります。 この場合、事業所台帳の定員区分に「03:61人以上80人以下」のみが設定されている場合、点検において、警告(PA69)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否を判断してください。 事業所台帳(サービス情報)に、本体報酬を算定するための定員区分と加算を算定するための定員区分の2つの情報が登録(サービス提供単位番号で異なる番号を使用すれば、一つのサービス種類で複数のサービス情報を登録することが可能です。)されていれば正常と判断されます。ただし、いずれの定員区分の報酬であっても支払等システムでは正常となります。
36		(2)上記の項番35の事例の場合、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の本体報酬及び重度者支援加算については、「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるのか。	(2)本体報酬の算定については、全体定員が61人であることを考慮し「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いることとなりますが、重度者支援体制加算については、該当事業において重度者を一定割合利用させていることに対する加算のため、重度者支援体制加算が、 - イ 定員20人以下 - ロ 定員21人以上40人以下 - ハ 定員41人以上60人以下 - ニ 定員61人以上80人以下 - ホ 定員81人以上 に分かれていることをふまえ、今回のケースの場合、それぞれ以下の算定となります。 ①就労継続支援A型の重度者支援体制加算 → ロの定員21人以上40人以下で算定 ②就労継続支援B型の重度者支援体制加算 → イの定員20人以下で算定 この場合、支払等システムの点検において、警告(PA31)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、正常と判断してください。 なお、就労継続支援B型の目標工賃達成指導員配置加算についても、同様の取扱いとなります。
37		施設入所支援において、提供単位の異なる以下の事業所を一体的に管理している場合 ①施設入所支援 定員41人(夜勤職員配置体制あり) ②施設入所支援 定員39人(夜勤職員配置体制あり) 本体報酬の算定にあたっては全体定員が80人であることを考慮し「ロ 定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるが、夜勤職員配置体制加算の算定にあたっては①については、「定員41人以上60人以下」の請求サービスコードを用い、②については「定員21人以上40人以下」の請求サービスコードを用いるということか。	お見込みのとおりです。また、支払等システムの点検については、項番35の取り扱いと同様です。 事業所台帳の定員区分に「02:41人以上60人以下」のみが設定されている場合、点検において、警告(PA87)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否を判断してください。 事業所台帳(サービス情報)に、本体報酬を算定するための定員区分と加算を算定するための定員区分の2つの情報が登録(サービス提供単位番号で異なる番号を使用すれば、一つのサービス種類で複数のサービス情報を登録することが可能です。)されていれば正常と判断されます。ただし、いずれの定員区分の報酬であっても支払等システムでは正常となります。

(4)グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大について

【概要】

- 障害者自立支援法におけるグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）は、現行制度上、知的障害者及び精神障害者のみが利用対象となっているところであるが、地域移行の促進や地域生活の継続の促進を図る観点から、身体障害者についても利用対象とする。

ただし、65歳以上の者については、65歳となる前に障害福祉サービス等を利用して
いた者に限る。

【施行日は平成21年度10月1日予定】

【システムへの影響・対応】

- 特になし。

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインターフェイスは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更なし。

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法

追加・変更なし。

(5) 多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスの創設について

【概要】

多機能事業所について、中山間地等において、10名の利用者は確保できるものの、各事業の最低定員（生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）…6名、就労継続支援…10名、児童デイサービス…5名）の確保ができないという実態があることを踏まえ、各事業の最低定員を撤廃した（全体で10名の利用者については維持）新たな多機能型事業所の類型を設けることとする。

【施行日：平成21年7月中を予定】

●新たな多機能事業所は

- ①離島その他の厚生労働省令で定める地域のうち都道府県知事が認めるものであって、
- ②地域に他の障害福祉サービス事業者がない地域で事業を行う事業者が提供するサービスを、以下のとおり扱うこととする。

- ・生活介護を基準該当生活介護とする
- ・児童デイサービスを基準該当児童デイサービスとする
- ・自立訓練（機能訓練）を基準該当自立訓練（機能訓練）とする
- ・自立訓練（生活訓練）を基準該当自立訓練（生活訓練）とする
- ・就労継続支援B型を基準該当就労継続支援B型とする

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインタフェースは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更なし

適用される報酬は、定員20人以下（児童デイサービスは定員10人以下、就労継続支援
B型は10:1の人員配置）の場合の単価

III 請求明細書及びサービス提供実績記録票の記載方法

追加・変更なし

（特例介護給付費・訓練等給付費として請求する）

(6) 移行時運営安定化事業について

【システム関係の対応について】

○都道府県インタフェースの改修について

移行時運営安定化事業の実施に伴い、都道府県から国保連へ事業所情報を登録する必要があるため、都道府県におかれては、都道府県インタフェース案に基づき必要なシステム改修を行われたい。

○サービスコード表について

国保連への請求に必要なサービスコードについては、今回の助成金及び移行時運営安定化事業の創設に伴い、以下のような取扱いとする予定。

【現行】	→	【修正後】
**** 激変緩和加算(特別対策)		**** <u>事業運営安定化(9割保障)</u>
		**** <u>移行時運営安定化</u>